

## 保育者を取り巻く諸問題への改革に関する要望書

### ― 要望の趣旨 ―

SIDS（乳幼児突然死症候群）はまだ原因が分からずお子様の午睡中に保育者が在室し、観察していても発生することがあるため、SIDSへの不安を訴える保育者が多い。

1998年夏に全国の保育施設へSIDS因子の通達があったが、2003年～2004年にかけて行われたSIDS家族の会のアンケート結果からもSIDSの予防、対応法（心肺蘇生法）、ご家族・保育者の心のサポート情報など、保育現場へのSIDS情報の周知が更に必要である。公立保育所、私立認可保育園が加入している独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度では、保育中病気により障害が残った場合、また万が一、亡くなられた場合には治療費をはじめお見舞い金の給付制度がある。

SIDSは自宅、公立・私立認可保育園、認可外保育施設、病院と場所に関係なく発生している。また、アルテ（乳幼児突発性危急事態）による深刻な呼吸停止によりお子様に重い障害が残る場合もある。

日本スポーツ振興センターでは25年前より病気のお見舞い金制度が始まっているが、自治体委託の家庭保育室、病児保育、企業内保育、駅前保育を含む認可外保育施設、ファミリーサポートなどのボランティア保育が加入している保険は、病気の場合に対応することができない。

そのため認可外保育施設ではSIDS、アルテが発生した場合、お子様の入院治療費、お見舞い金のお支払いが困難となり、ご家族との話し合いが一層難しくなっている。それは突然死の裁判増加の要因の一つにもなっている。

女性が出産後も安心して働き続けるためにはお子様の保育は不可欠であり、認可外保育施設、ボランティア保育もその一端を担っている。

よってSIDS情報の周知、共済制度創設など保育の諸問題改革の早急な対応を要望するものである。

このような観点から、以下申し入れる。

### ― 要望事項 ―

- 一・寝返り時も含め、乳児から2歳までの園児の仰向け寝を保育者へ周知すること。
- 一・保育施設へのSIDS予防パンフレット「小さな灯を守って」及び「職種別SIDSに対応するためのガイドライン」設置を推進すること。
- 一・保育施設でのSIDS研修を毎年義務づけること。
- 一・保育者の救急講習受講を毎年義務づけること。
- 一・保育者の心のケアも含めSIDSについて相談できる窓口を開設すること。
- 一・認可外保育施設、ボランティア保育の病気発生時に給付頂ける共済制度を創設頂くこと。

平成十六年十一月八日

託児ママ マミーサービス

代表 中村 徳子

厚生労働省